

Title	エルヴェシウスとサン=ランベール：『百科全書』項目「立法者 «Législateur»」をめぐる一考察
Sub Title	Helvétius et Saint-Lambert : une étude sur l'article «Législateur» de l'Encyclopédie
Author	井上, 櫻子(Inoue, Sakurako)
Publisher	慶應義塾大学藝文学会
Publication year	2024
Jtitle	藝文研究 (The geibun-kenkyu : journal of arts and letters). Vol.127, (2024. 12) ,p.79 (152)- 90 (141)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00072643-01270001-0079

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

エルヴェシウスとサン＝ランベール

——『百科全書』項目「立法者 « LÉGISLATEUR »」をめぐる一考察——

井上 櫻子

近年の『百科全書』研究において、無記名項目の解明は大きな課題の一つとなっている。論者は、ロレーヌ公国出身の詩人にして思想家ジャン＝フランソワ・ド・サン＝ランベール（1716-1803）が匿名でこの大事典に寄稿した項目「利益 « INTÉRÊT »」（*Encyclopédie*, t. VIII, 1765, pp. 818-819）、「作法 « MANIÈRE »」（*Ibid.*, t. X, 1765, pp. 34-36）、「名誉 « HONNEUR »」（*Ibid.*, t. VIII, 1765, pp. 288-290）の研究を進めてきた¹。本論考では、『百科全書』第9巻に収録された項目「立法者 « LÉGISLATEUR »」（*Ibid.*, t. IX, 1765, pp. 357-363）の典拠について考察しつつ、サン＝ランベールの他の執筆項目との関連を検討したい²。そして、こうした無記名項目に光を当てることの意義について一つの回答を示すことを試みたい。

I. 風土の影響について

項目「立法者」では、まずこの名で呼ばれる人物の基本的な役割（「法を与えたり、廃止したりすること」）の定義から始まり、この役割を担う者は国によって多様であることが確認される——フランスでは国王、ジュネーヴでは人民、ジェノヴァやヴェネツィアでは貴族、イギリスでは2つの議院と国王というように（*Encyclopédie*, t. IX, p. 357）。そして、自然状態から社会状態への移行に際して、立法者が果たすべき使命について次のように記している。

人々は、社会として集まるときには、自然状態よりも幸福な状態を求めて

いる。自然状態では、平等と自由という2つの利点があり、暴力を受ける恐れがあること、そして必要なときや危険なときに助けがないことという2つの不都合がある。したがって、人々はこうした不都合から守られるために、少しばかり平等と自由を失うことに同意した。「立法者」は、人々から奪う平等と自由をできるだけ最小限にとどめ、彼らにできるだけ多くの安全と幸福を与えるとき、その目的を果たしたことになる (*Encyclopédie*, t. IX, p. 357)。

人々は自然状態から社会状態へ移行することで、全き「自由と平等」を捨てることになるが、使命感に満ちた立法者であれば、その不利益を最小限にとどめつつ、「安全と幸福」という社会状態に固有の新たな利点の人々に与えることができるという記述は、ルソーの『社会契約論』第1編第8章および第2編第4章の影響をどこかで匂わせているように思われ、ここから同時代の思想家の最新作に対するサン＝ランベールの高い関心が窺える³。

サン＝ランベールはさらに、立法者と領土の問題について考察を進めていく。

「立法者」は、土地が肥沃であり、大多数の住民が耕作に従事している国では、彼らが自由にそれほど執着しないはずだと確認するだろう。なぜなら、彼らに必要なのは安寧だけであって、行政のこまごまとしたことに関心を持つ意志も時間もないからである。その上、モンテスキュー法院長が述べているように、自由が唯一の幸福でない場合は、それを守ることにそれほど注意を払わないのである (*Encyclopédie*, t. IX, p. 357)。

ここでサン＝ランベールは自らこの一節がモンテスキューに着想を得たものであると告白しているが、実際、上掲の一節は、法と領土の性質との関係について論じた『法の世界』第3部第18編第1章の次の記述を踏まえたものと考えられる。

一国の土地の質が良いと、自然の流れとしてその土地への依存を築く。その国の人民の大多数をなす農民は、それほど自由に執着しない。彼らはあまりにも忙しく、また、あまりにも個別の関心事で頭がいっぱいなのだ。富にあふれる野は略奪を恐れ、軍隊を恐れる。キケロはアッティクスに言ったものだ。「良い党派を形成するのは誰か。商人や農民なのだろうか、彼らが

君主制に反対であると想像するのでない限りのことではあるが。彼らにとっては自分たちが安寧であれば、どんな政体でも同じなのだ。」⁴

サン＝ランベールが『法の精神』を参照しているであろうことは、とりわけ以下のくだりの原文で用いられている語の類似性から確認される。

彼らは自由にそれほど執着しないはずだ « ils doivent être moins jaloux de leur liberté » (項目「立法者」)

農民は、それほど自由に執着しない « Les gens de campagne [...] ne sont pas si jaloux de leur liberté » (『法の精神』)

彼らに必要なのは安寧だけであって、行政のこまごまとしたことに関心を持つ意志も時間もないからである « ils n'ont besoin que de tranquillité [...] ils n'ont ni la volonté ni le temps de s'occuper des détails de l'administration » (項目「立法者」)

彼らはあまりにも忙しく、また、あまりにも個別の関心事で頭がいっぱいなのだ。(中略) 彼らにとっては自分たちが安寧であれば、どんな政体でも同じなのだ « ils sont trop occupés et trop pleins de leurs affaires particulières [...] eux à qui tous les gouvernements sont égaux, dès lors qu'ils sont tranquilles » (『法の精神』)

『百科全書』第5巻冒頭に掲げられたダランベールによるモンテスキューへのオマージュ (*Encyclopédie*, t. V, pp. iii-xviii) から確認されるように、アカデミー・フランセーズの会員であり、かつ当時の文壇で大きな影響力のあったモンテスキューの支持を得ることは、過去に例を見ないような大事典の刊行という企画を完遂する上で、きわめて重要な意味を持ったに違いない⁵。ただし、項目「立法者」において、サン＝ランベールがモンテスキューの名を引き合いに出す理由は、政治的な配慮だけでは説明づけられないだろう。項目「立法者」では、先の法と領土の性質との関係についての考察のみならず、家内奴隷制と風土の性質について論じた『法の精神』第3部第16編第2章への言及も含まれている⁶。つまり、サン＝ランベールが参照しているのは、『法の精神』の中でも風土決定

論に集中しているのだが、これは代表作『四季』（初版 1769 年）や『百科全書』の複数の項目から確認されるように、彼が感覚論的人間論を支持していることと決して無関係ではないだろう⁷。

II. 「立法者」の役割：情念の力をめぐって

このように、項目「立法者」には、モンテスキューの思想を支持するような記述がまず展開される。この項目の結論部では、18世紀における商業の発展を讀める一節が含まれ（*Encyclopédie*, t. IX, p. 363）⁸、ここからも項目「立法者」が『法の精神』を下敷きにしていることを明示しようというサン＝ランベールの意図が垣間見られる。しかし、項目「立法者」の典拠を調査していくと、はっきりとした形では示されないが、やはりサン＝ランベールが大きな影響を受けたと思しき思想家の姿が浮かび上がってくる。

項目「立法者」に展開される先の風土決定論の続きを見てみよう。「『立法者』は堅固な習俗、純粋な習俗、崇高な習俗、弱々しい習俗、野蛮な習俗を打ち立てることのできない気候はない」（*Encyclopédie*, t. IX, p. 358）というヒューム——彼が「国民性」についてと題される試論において風土決定論を否定していることはよく知られている——の主張を引き合いに出した時点を分岐点として、サン＝ランベールの考察の対象は次第に「立法者」の役割へと移行していく。人々が社会生活を送るにあたり、自然状態において享受していた「平等と自由（独立）」を失ったと感ずることが出来るだけ少なくなるよう、立法者はどのような点に留意すべきなのか。人々が自然状態から社会状態に移行するにあたり、立法者は人々を「共同体の精神」へと目覚めさせなくてはいけないのだが、その中で、まず大きな役割を果たすのが「祖国愛」であり、さらにまた人々の「社会的情念」を掻き立てなくてはならないとされる（*Ibid.*, pp. 358-359）。こうした情念の中でも、サン＝ランベールが重視するのが「名誉の感情」である（*Ibid.*, p. 359）。

「立法者」は「名誉の感情」、すなわち自分自身と他人を尊重したいという欲望、尊敬され、高い地位を得たいという欲望を掻き立てることだろう。これはあらゆる政府に必要な原動力である。しかし、「立法者」はこの感情がスパルタやローマにおけるがごとく、共同体の精神と結びついているように、

そして自分自身の名誉と栄光に執着する市民が可能であればさらに一層祖国の名誉と栄光に執着するように配慮することだろう。ローマには名誉の神殿があるが、美德の神殿を通してからでなければ入ることができない。祖国愛と切り離された名誉の感情によって、市民は祖国のために大変な努力をすることができるが、名誉の感情は市民を結びつけることはなく、その反対に嫉妬の対象を増やしてしまう (*Ibid.*)。

「名誉」の感情が「祖国愛」よりも作用する範囲が広く、そしてまたあらゆる政体において原動力になることは、やはりサン＝ランベールの手になる項目「名誉」にも見出される主張である (*Encyclopédie*, t. VIII, pp. 288-289) ⁹。

続いて、サン＝ランベールは、聖職者に権限を与えすぎたり、迷信が力を持ちすぎたりするといった理由を挙げつつ、「宗教」が政体の原動力とはなり得ないこと (*Encyclopédie*, t. IX, pp. 359-360)、また、人々に祖国への愛着を抱かせるのに「教育」が必要であることを確認する (*Ibid.*, p. 360)。こうした議論において、人々の感情をどのように国家の善の実現へと向かわせるかという点が問題の中心となってくるのだが、その手段として挙げられるのが適切な賞罰である。

「立法者」は適切に、そして時宜を見計らって勲章 « les honneurs » を与えることにより、名誉の感情を掻き立て、それを国家の善へと向かわせることである。勲章が美德の報償となるとき、名誉 « l'honneur » は徳高き行動へと向かわせる。

「立法者」はその手に2つの手綱を持っており、これをもって思いのままに情念を導くことができる。つまり、罰と報償である。罰は法廷によって法の名のもとにしか課することができないが、「立法者」は一部の報償を自由に与える権力を確保しておかねばならない (*Ibid.*)。

個々人が抱く「名誉の感情」の社会的有用性に関するこのような記述は、エルヴェシウスの『精神論』、なかでも「精神は自然の賜物とみなされるべきか、あるいは教育の結果とみなされるべきか」という問題にあてられた第3論説の議論を想起させる¹⁰。サン＝ランベールは「名誉 « l'honneur »」という語を用いるのに対し、エルヴェシウスは「栄光 « la gloire »」という語を好んで使用する。しか

し、この2つの語はほぼ同義と捉えても差し支えないだろう。

あらゆる情念の中で、栄光への愛は常にこの種の行動と観念 [= 公共に有用な行動と観念] を生じさせる唯一の情念である。ある東洋の王が次のように叫んだとき、彼を熱狂させたのはもっぱらこの情念だったのだ。「奴隷状態の民に命ずる君主に不幸あれ。ああ！神々と英雄があればほど渴望している正当な称賛の甘美さは、彼らのものではないのだ。」¹¹。

尊敬だけが全てであって、命など無価値だと考える人は、ソクラテスのように臆病に命乞いするよりも死に耐える。共和国の魂となり、自尊心と栄光によって公共善を望むようになった人は、カトーのように自分と祖国が独裁権力に従うのを見る屈辱よりも死を選ぶ。しかしこうした行動は、栄光へのもっとも強い愛の結果なのだ。もっとも強い情念が到達するのはこのような地点であり、自然が人間の徳の限界を定めたのもまさしくこのような地点なのである¹²。

エルヴェシウスの考える英雄的行為とは、ただ人々の「尊敬」を得るためになされる自己犠牲的なもの——ここでは個人の「命など無価値」になってしまう——ではない。個人の「自尊心」と「栄光への愛」が守られると同時に、「公共善」が保障されること、すなわち個人の利益と公共の利益の幸福な融合を前提としている。この点において、立法者は人々を自然状態から社会状態に誘うにあたり、等しく「名誉の感情」と「祖国への愛」に目覚めさせるように配慮しなくてはならないとするサン＝ランベールの主張との共通点が認められるだろう。また、項目「立法者」において、サン＝ランベールは社会状態への移行にあたり、人々の心に「社会的情念」を掻き立てる必要性を説いているが、これは「強い情念こそ、良識よりも見識があり、分別ある人々がほとんど決まって混同する並外れたものと不可能なものの違いに気づかせてくれるものだ」¹³と主張し、情念の力に信頼を寄せるエルヴェシウスの姿と繋がりうるものである。

項目「立法者」には、これ以外にもエルヴェシウスの影響とおぼしき記述が見出される。この長大な項目は、『百科全書』刊行企画が進行している18世紀のヨーロッパが、この世紀の幕開け以来、急速に「啓蒙」されつつあることへの礼賛をもって締めくくられる (*Encyclopédie*, t. IX, p. 362)。まさに、この大事典の序

文に高らかに謳われる進歩史観を支持した一節であるが¹⁴、この中でサン＝ランベールは啓蒙の世紀において、よき立法を実現するためには「誤謬」、とりわけ「狂信」を排除すべきであると主張する。

啓蒙された世紀においては、誤謬の上に法律を打ち立てることは不可能である。聖職者のペテンそのものや悪意はすぐに見破られ、怒りを掻き立てるばかりである。オーディンやマホメットの弟子のような破壊的な狂信を広めることもまた困難である。今日ではヨーロッパのいかなる国民の間でも人々の権利や自然の法に反する偏見を受け入れさせることはないだろう (*Ibid.*, p. 362)。

上掲の一節に確認されるオーディンやマホメットの教えを盲目的に信じる人々への批判は、『精神論』第3論説第25章の議論を思い起こさせる。この章でエルヴェシウスは、「情念の力」とそれが発揮されたときに与えられる「報酬の大きさ」の適切な関係性について検討しているのだが、その中で極端な例として引き合いに出されるのがオーディンやマホメットの信奉者たちが示す尋常ならざる情念の力と勇気なのである。

北方の歴史に目を向けると、私の目にまず入ってくるのはオーディンの弟子たちである。彼らは想像上の報酬ではあるものの、信じやすさによってそれを実現したときにはあらゆる報酬の中で最大となるような報酬への希望に駆り立てられる。したがって、強い信仰心に駆り立てられる限りにおいて、天上の報酬に見合った、そして海賊の勇気を上回るような勇気を発揮する¹⁵。

北方から南方へと目を移すと、オーディンの宗教と似たような宗教の創設者であるマホメットが自分は天からの使者であると称し、サラセン人たちに、神が彼らに大地を委ねたこと、彼らの前に恐怖と悲嘆を巻き起こすであろうこと、しかし彼らの能力によって大地を支配するに値しなくてはならないことを伝える。(中略) こうした話に感銘を受けたサラセン人たちは、マホメットが勇敢な人々には天上の住処があるという官能的な話をするだけに、一層、彼の話に耳を傾けてそれを信じ込む¹⁶。

オーディンとマホメットの弟子たちへの批判は、やはりサン＝ランベールの執筆項目である「オネット « HONNÊTE »」(*Encyclopédie*, t. VIII, pp. 286-287) にも見出されるが、この項目では、彼らの成し遂げるカッコ付きの「偉業」が「狂信と情念」であると記されていることから、サン＝ランベールがエルヴェシウスを参照していることが確認できるだろう。さらにまた、エルヴェシウスの受容という視点から、サン＝ランベールが『百科全書』に寄稿した項目間の関連も見えてくると言えよう。

III. エルヴェシウスとサン＝ランベール：『百科全書』の項目間の関連性

ここで、先に確認した『精神論』第3論説第16章において、エルヴェシウスは「自尊心と栄光によって公共善を望む人」こそ、「栄光へのもっとも強い愛の結果」を生み出すことができると主張していたことを思い出そう¹⁷。先行するモラリストたちの築いた人間論¹⁸に抗し、「自尊心」は時として人間を美德へと導きうるものとして弁護したことは、エルヴェシウスの道德論の大きな特徴の一つである。そのことは「語の濫用について」と題された『精神論』第1論説第4章の次の一節に見事に要約されている。

かの有名なド・ラ・ロシュフコー氏が自尊心はわれわれの行動の原則であると述べたとき、この「自尊心 « l'amour-propre »」という語の真の意味を知らないことで、どれほど多くの人々がこの高名な著者に異を唱えたことか。人々は自尊心を傲慢さや虚栄心と捉え、その結果、ド・ラ・ロシュフコー氏があらゆる美德の源を悪徳の中に置いたと考えたのだ。しかしながら、自尊心、あるいは自己愛は自然によってわれわれの中に刻まれた感情に他ならないこと、この感情はそれを掻き立てる趣味や情念次第で、それぞれの人間の中で悪徳にも美德にもなること、自尊心はさまざまに形を変えて傲慢さと同様に謙虚さも生み出すことに気づくのは容易である¹⁹。

実は、サン＝ランベールは『百科全書』の項目「利益」(*Encyclopédie*, t. VIII, pp. 818-819) において、ピエール・ニコルやパスカルのように「利己心・自尊心 « l'amour-propre »」を断罪した17世紀のモラリストたちを批判し、「利己心・

自尊心」の擁護を試みているが、これはエルヴェシウスの人間論の弁護という役割を担っている²⁰。項目「利益」は、『百科全書』が1759年に第7巻まで刊行された時点で出版允許取り消し処分となったのち、読者の強い要望に支えられて1765年に本文の残りの巻（第8～17巻）がまとめて公刊された際にこの大事典に組み込まれたものである。『精神論』がそこに展開される急進的な思想のために焚書処分となったことは、『百科全書』の出版取り消しとも密接な関係を持ったから、『精神論』の弁護は、一旦は頓挫しかかったこの大事典の刊行計画を滞りなく進める上で重要な問題であった²¹。したがって、当時の有力な文芸サロンに出入りし、庇護者を獲得していたサン＝ランベールが、エルヴェシウスの人間論を「オネット」、「名誉」、「利益」、「立法者」といった『百科全書』の項目で紹介しつつ、その魅力を伝えることは、結局のところ百科全書派の試みの擁護につながることだったのである²²。百科全書派のプロパガンディストとしてのサン＝ランベールの使命は、彼の執筆項目「奢侈」が『百科全書』の刊行再開に先立ち、『奢侈論』というタイトルのもと、独立した著作として公刊されたことから確認できるだろう。

そればかりではない。サン＝ランベールは、エルヴェシウスの死後、1772年に刊行された詩集『幸福』の序文として「エルヴェシウス氏の生涯と作品」と題するエッセイを匿名で寄せ、イギリスでは高い評価を得たにもかかわらず、フランス国内では厳しい批判にさらされた『精神論』の作者の人となりとその才能を親愛の念をもって語り、その再評価を促そうと試みている²³。「エルヴェシウス氏の生涯と作品」において特に興味深いのは、シレー時代のヴォルテールと若き日のエルヴェシウスとの交流についてつまびらかに語ったくだりである²⁴。エルヴェシウスからのちに6歌から成る詩集として結実する『幸福』の最初の2歌²⁵を見せられたヴォルテールはその才能に感銘を受け、折に触れて若者に適切な助言を与えたとされる。エルヴェシウスが韻文で哲学的な思索を展開できるのかどうかと悩んだとき²⁶、さらに詩や哲学以外に目を向けるべきではとの批判を受けたときには²⁷、ヴォルテールは彼を安心させ、自ら決めた道を進むようにと促したというのだ。こうしたやりとりが、まるで目の前で展開されているかのような生き生きとした会話体でと描かれるのだが、ここからはともにヴォルテールを師と仰ぐ若き日のサン＝ランベールとエルヴェシウスがシレー城で親交を結んでいたのではないかとの推測が立てられる²⁸。『百科全書』の諸項目で密かに展開され

るエルヴェシウス弁護は、彼に対するサン＝ランベールの深い友愛の念のあらわれと読むこともできるだろう。

エルヴェシウスの詩集『幸福』は、奢侈が主要なテーマの一つとなっている。『百科全書』において、項目「立法者」と並び、サン＝ランベールの主要執筆項目とされる「奢侈」をこれまで注目されることの少なかったエルヴェシウスの詩集との関連から探ることも、この2人の思想家の関係とその経済思想を探る上で、重要な意味を持つと考えられる。

エルヴェシウスの思想については、イギリスの功利主義の発展に大きく貢献したことはよく知られている。しかしながら、『精神論』が刊行直後から厳しく断罪されたこと、その結果、もう一つの彼の主要著作である『人間論』も詩集『幸福』同様、死後出版となったことも影響してか、フランス国内でエルヴェシウスの思想が同時代の思想家たちに評価されたかという点については必ずしも十分に明らかにされているとは言い難い。サン＝ランベールが匿名で『百科全書』に寄稿した項目群を、その典拠を探りながら読み進めることは、フランスにおけるエルヴェシウスの受容という未解決の問題を解く鍵とも言えるだろう。

付記：本研究はJSPS 科研費20K00478、24K03798の助成を受けたものです。

註

- 1 井上櫻子「サン＝ランベールの道徳思想——『百科全書』項目「利益«Intérêt» (Morale)」の典拠研究——」『慶應義塾大学日吉紀要 フランス語フランス文学』、第65号、2017年、pp.55-66、「サン＝ランベールと『百科全書』——項目「作法«MANIÈRE»」をめぐる——」『慶應義塾大学日吉紀要 フランス語フランス文学』、第67号、2018年、pp.19-32、「サン＝ランベール、モンテスキュー、そしてエルヴェシウス——『百科全書』の項目「名誉«HONNEUR»」を中心に——」『慶應義塾大学日吉紀要 フランス語フランス文学』、第70号、2020年、pp.95-106。
- 2 サン＝ランベールの執筆項目数については、現在のところ、彼の自筆ノートの記述をもとに、27とするF.ムローの説が最も有力である。François Moureau, «Le

manuscrit de l'article « Luxe » ou l'atelier de Saint-Lambert », *Recherche sur Diderot et l'Encyclopédie*, n° 1, 1986, pp. 71-84.

3 サン＝ランベールはその後さらに、「小国は共和制であるべきだ」(*Encyclopédie*, t. VIII, p. 357)と述べており、こちらは『社会契約論』第3編第3章、第4章の議論を想起させる。ルソーの政治思想がサン＝ランベールにいかなる影響を与えたかという点については、また機会を改めて論じたい。

4 Montesquieu, *De l'Esprit des lois*, édition de Robert Derathé, Classiques Garnier, 1987, t. I, Troisième Partie, Livre XVIII, ch. 1, p. 302.

5 モンテスキューと『百科全書』の関係については。以下の論考を参照した。
Georges Benrekassa, « Encyclopédie », dans *Dictionnaire de Montesquieu*, <https://dictionnaire-montesquieu.ens-lyon.fr/fr/article/1376477768/fr/>

6 Article « Législateur », dans l'*Encyclopédie*, t. IX, p. 358, Montesquieu, *De l'Esprit des lois*, t. I, Troisième Partie, Livre XVI, ch. 2 pp. 280-281.

7 この点については、以下の拙論において既に検討している。井上櫻子「『百科全書』の読者にして寄稿者、ジャン＝フランソワ・ド・サン＝ランベール——『四季』第二歌「夏」の注釈をめぐる——」『藝文研究』第103号、pp. 133 (130)-148 (115)。

8 特に、「商業の精神」について論じた『法の精神』第4部第20編第2章との連続性が確認される。Montesquieu, *De l'Esprit des lois*, t. II, Quatrième Partie, Livre XX, ch. 2, pp. 3-4.

9 この点について以下の拙論で検討している。井上櫻子「サン＝ランベール、モンテスキュー、そしてエルヴェシウス——『百科全書』の項目「名誉« HONNEUR »」を中心に——」『慶應義塾大学日吉紀要 フランス語フランス文学』、第70号、2020年、pp. 95-106。

10 エルヴェシウスの人間論における名誉の問題については、以下の論考を参照した。森村敏己「エルヴェシウス：功利主義における名誉心——道徳哲学から統治改革論へ——」『経済学史学会年報』、第30巻、1992年、pp. 30-37。同『名誉と快楽：エルヴェシウスの功利主義』法政大学出版局、1993年。

11 Helvétius, *De l'Esprit*, Durand, 1758, Troisième Discours, ch. 7, pp. 312-313.

12 *Ibid.*, Troisième Discours, ch. 16, p. 373.

13 *Ibid.*, Troisième Discours, ch. 6, p. 304.

14 サン＝ランベールは、後年詩集『四季』においても、進歩史観への揺るぎない信念を綴り、また『百科全書』が人類の発展に貢献しうることを強調している。Saint-Lambert, *Les Saisons*, texte établi et présenté par Sakurako Inoué, STFM, 2014, « Notes sur « l'Hiver » », p. 289.

15 Helvétius, *De l'Esprit*, Troisième Discours, ch. 25, pp. 424-425.

16 *Ibid.*, pp. 425-426.

17 *Ibid.*, Troisième Discours, ch. 16, p. 373. なお、ここで「自尊心」と訳している語の原

- 語は「l'orgueil」であるが、文脈から判断してエルヴェシウスはこの語に例えば「傲慢さ」というような否定的な意味ではなく、むしろ積極的な意味を付与しようとしていると考えられ、この点において「l'amour-propre」とほぼ同義で用いているとみなしてよいだろう。
- 18 特に以下の論考を参照のこと。Paul Bénichou, *Morale du grand siècle*, Gallimard, « Folio essais », 2016.
- 19 Helvétius, *De l'Esprit*, Premier Discours, ch. 4, p. 34.
- 20 この問題については、以下の拙論で既に論じている。「サン＝ランベールの道徳思想——『百科全書』項目「利益」(「Intérêt」(Morale))の典拠研究——」『慶應義塾大学日吉紀要 フランス語フランス文学』、第65号、2017年、pp. 57-62。
- 21 『精神論』の刊行と焚書処分に至るまでの経緯については、2024年に刊行された『精神論』邦訳解説に簡潔にまとめられている(エルヴェシウス『精神論』森岡邦泰、菅原多喜夫訳、京都大学学術出版会、2024年、pp. 735-747)。
- 22 サン＝ランベールの生涯と功績については、R. ポワリエの著書(Roger Poirier, *Jean-François de Saint-Lambert, 1716-1803. Sa Vie, son œuvre*, Éditions Pierron, 2001)、およびアカデミー・フランセーズのサイト(<https://www.academie-francaise.fr/les-immortels/jean-francois-de-saint-lambert>)を参照した。
- 23 Helvétius, *Le Bonheur. Poème en six chants. Avec des fragments de quelques épîtres*, Londres, 1772, pp. i-cxx. ちなみに「エルヴェシウス氏の生涯と作品」については、『サン＝ランベール思想著作集』に再録されている(*Œuvres philosophiques de Saint-Lambert*, H. Agasse, an IX selon le calendrier républicain, t. V, pp. 211-284)。
- 24 Saint-Lambert, « La vie et l'œuvre de M. d'Helvétius », dans *Le Bonheur. Poème en six chants. Avec des fragments de quelques épîtres*, pp. xx-xxvi.
- 25 森村敏己によれば、死後出版の詩集『幸福』の着想は、エルヴェシウスが20代の時に既に練られていたとされる(「エルヴェシウスにおける奢侈論の形成」『一橋論叢』第104巻2号、1990年、p. 148)が、これは「エルヴェシウス氏の生涯と作品」における説明と一致している(Saint-Lambert, « La vie et l'œuvre de M. d'Helvétius », dans *Le Bonheur. Poème en six chants. Avec des fragments de quelques épîtres*, p. xx)。
- 26 Saint-Lambert, « La vie et l'œuvre de M. d'Helvétius », dans *Le Bonheur. Poème en six chants. Avec des fragments de quelques épîtres*, p. xxiv.
- 27 *Ibid.*, pp. xxv-xxvi.
- 28 若き日のサン＝ランベールとヴォルテール、そしてシャトレ夫人との交流については、以下を参照のこと。R. Poirier, *Jean-François de Saint-Lambert, 1716-1803. Sa Vie, son œuvre*, pp. 57-73.